

消防用水は、広い敷地面積を有する大規模な建築物や高層建築物の消火活動や延焼防止のため、消防隊が使用することを目的として設置を建物の関係者に義務付けているものです。

消防水利の種類

防火水槽(地下式有蓋)、プール、池、濠、井戸、河川など規定水量以上が得られるものとされています。
 ※ 規定水量(有効水量)は下表を参照下さい。

水利の有効水量

設置を要する防火対象物	有効水量
耐火建築物で1階2階の床面積の合計が15,000㎡以上	床面積を7,500で除した商に20㎡を乗じた量以上
準耐火建築物で1階2階の床面積の合計が10,000㎡以上	床面積を5,000で除した商に20㎡を乗じた量以上
その他の建築物で1階2階の床面積の合計が5,000㎡以上	床面積を2,500で除した商に20㎡を乗じた量以上
高さ31mを越え、かつ延べ面積(地階を除く部分)が25,000㎡以上	床面積 ₁ を12,500で除した商に20㎡を乗じた量以上

この表から最低40㎡は必要となりますが、一槽で40㎡を確保する必要は無く、20㎡を2槽設置してもかまいません。



床面積 : 1・2階の床面積合計
 床面積₁: 地階を除く床面積合計

詳細は各市の条例によります。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



消防用水の設置基準

防火対象物	設置を要する規模他
令別表第一の1項から15項まで、17項、18項の防火対象物で、敷地面積が20,000㎡以上のもの	A. 耐火建築物で床面積 ^{注1} が15,000㎡以上 B. 準耐火建築物で床面積 ^{注1} が15,000㎡以上 C. AB以外のその他の建築物で床面積 ^{注1} が5,000㎡以上のもの
令別表第一に掲げる建築物	高さ31mを越え、かつ延べ面積(地階を除く部分)が25,000㎡以上
同一敷地内に2つ以上ある令別表第一の建築物	同一敷地内に建築物 ^{注2} が2以上ある場合、これらの建築物が当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、それらの建築物の床面積を耐火建築物にあつては15,000㎡、準耐火建築物にあつては10,000㎡、その他の建築物にあつては5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものである時は、それらの建築物は一の建築物とみなして設置基準を適用する。

注1 1階と2階の床面積の合計

注2 高さが31mを越え、かつ延べ面積が25,000㎡のものは除きます。



御注意 近年エネルギー削減の観点から建築物の地下基礎部に空調関係の蓄熱槽を設置する対象物が増えています。同時にこの大量の水を消防用水として活用が求められています。その際の注意点が通知として出ています(消防予第42号 平成9年3月6日付け)

参考にしてください ➡



西日本防災システム

N:SHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ ➡